

大村市事業継続支援給付金

長崎県下全域へのまん延防止等重点措置区域の適用により、経営に影響を受けた市内店舗等の事業継続を支援します。

給付額	申請期間	申請方法
1店舗（事業所）当たり、最大2か月で 法人 上限20万円 ※上限25万円 個人事業者 上限10万円 ※上限12万5千円 ※ team NAGASAKI SAFETY 認証店の場合	令和4年2月10日（木） ↓ 令和4年3月31日（木） ※予算の限りまで	郵送の方法に限る 【締切日の消印有効】 ※郵送先はチラシ最下部に記載

要件（次のすべての項目を満たすこと）

- 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（個人事業者を含む）又は農業法人、非営利活動法人（NPO法人）、社会福祉法人など会社以外の法人ほか市が認めるもので、以下のいずれかに該当する者
 - 令和3年12月31日以前から市内で事業を行っている者（法人にあっては本社（本店）が、個人にあっては住所が県内にある者）
 - 市内に本社若しくは本店を有する法人又は市内に住所がある個人で、令和3年12月31日以前から店舗を構えず車両等による移動販売を営んでいる者
 - 市内に本社若しくは本店を有する法人又は市内に住所がある個人で、令和3年12月31日以前から県内で事業を行っている者
 ※店舗等を有しない者や(2)については、1事業者当たりの給付となります。
- 令和4年1月に適用されたまん延防止等重点措置による営業時間短縮要請協力金の対象店舗においては、当該営業時間短縮の要請に応じていること
- 対象月（★1）の店舗等の売上が、2019年から2021年までの間の同月と比較して20%以上30%未満減少していること（★2）
 - ★1 2022年1月から申請月の前月までのうち給付対象者が任意に選択した月
 - ★2 設立（開業）の時期により前年の売上が算出できない者は、別に定める方法で売上が20%以上30%未満減少していること
- 所在（住所）地における市（町）税を滞納していないこと
- 次のいずれにも該当しないこと
 - 法人税法別表第一に規定する公共法人
 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者
 - 政治団体
 - 宗教上の組織又は団体
 - 上記のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者
 ※国の事業復活支援金、県・市町等が実施する同様の制度と重複する場合も対象となりません。

上記要件2に関する詳細

減少率の算定式	減少率の算定式における記号	計上する売上高
$\frac{\text{①} - \text{②}}{\text{①}} \times 100(\%)$	①	2019年から2021年までの間の同月（②で選択した月と同じ月）の売上高
	②	2022年1月から申請月の前月までのうち任意に選択した月の売上高
2019年1月1日～2021年12月31日に設立（開業）した方は、下記の計算方法も使用できます。		
減少率の算定式	減少率の算定式における記号	計上する売上高 ※設立（開業）した年の事業収入と比較する
$\frac{\text{①} - \text{②}}{\text{①}} \times 100(\%)$	①	「設立（開業）した年の年間事業収入」÷「設立（開業）した年の設立（開業）後月数」 ※月数は、設立（開業）日の属する月も、操業日数にかかわらず1か月とみなす
	②	2022年1月から申請月の前月までのうち任意に選択した月の売上高

【申請に必要な書類（指定様式等）の入手について】 次の場所（方法）で、申請に必要な書類等を入手することができます。

○大村市役所及び市内各出張所、大村市産業支援センター、大村商工会議所

○大村市のウェブサイトからダウンロード

【問合せ・申請書郵送先】

〒856-8686 ※大村市役所専用郵便番号

大村市玖島一丁目25番地 大村市商工振興課産業振興グループ 電話：0957-53-4111（内線248、249）